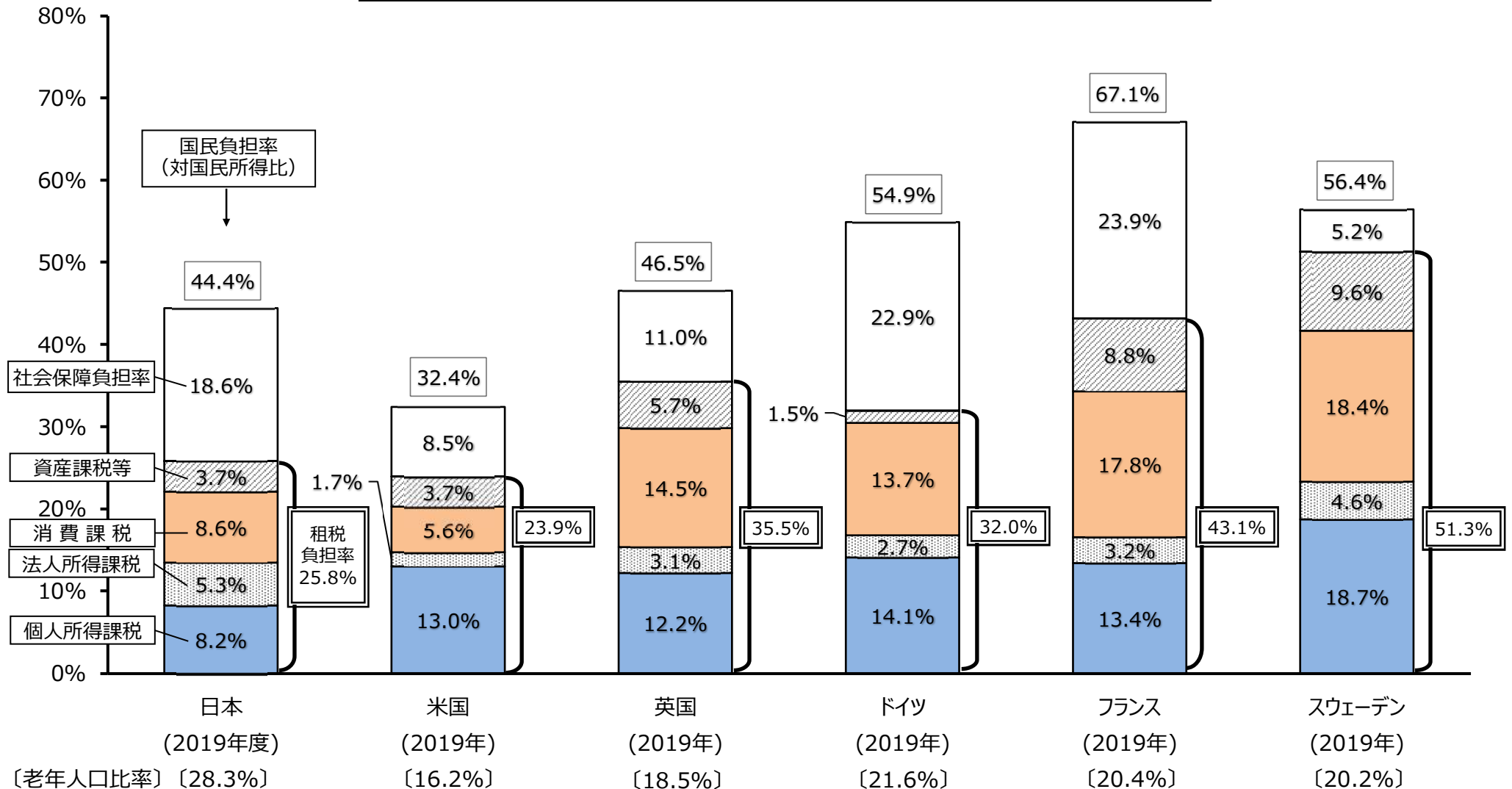


## 諸外国における国民負担率（対国民所得比）の内訳の国際比較



(注1) 日本は令和元年度（2019年度）実績。諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2020"及び同 "National Accounts"による。

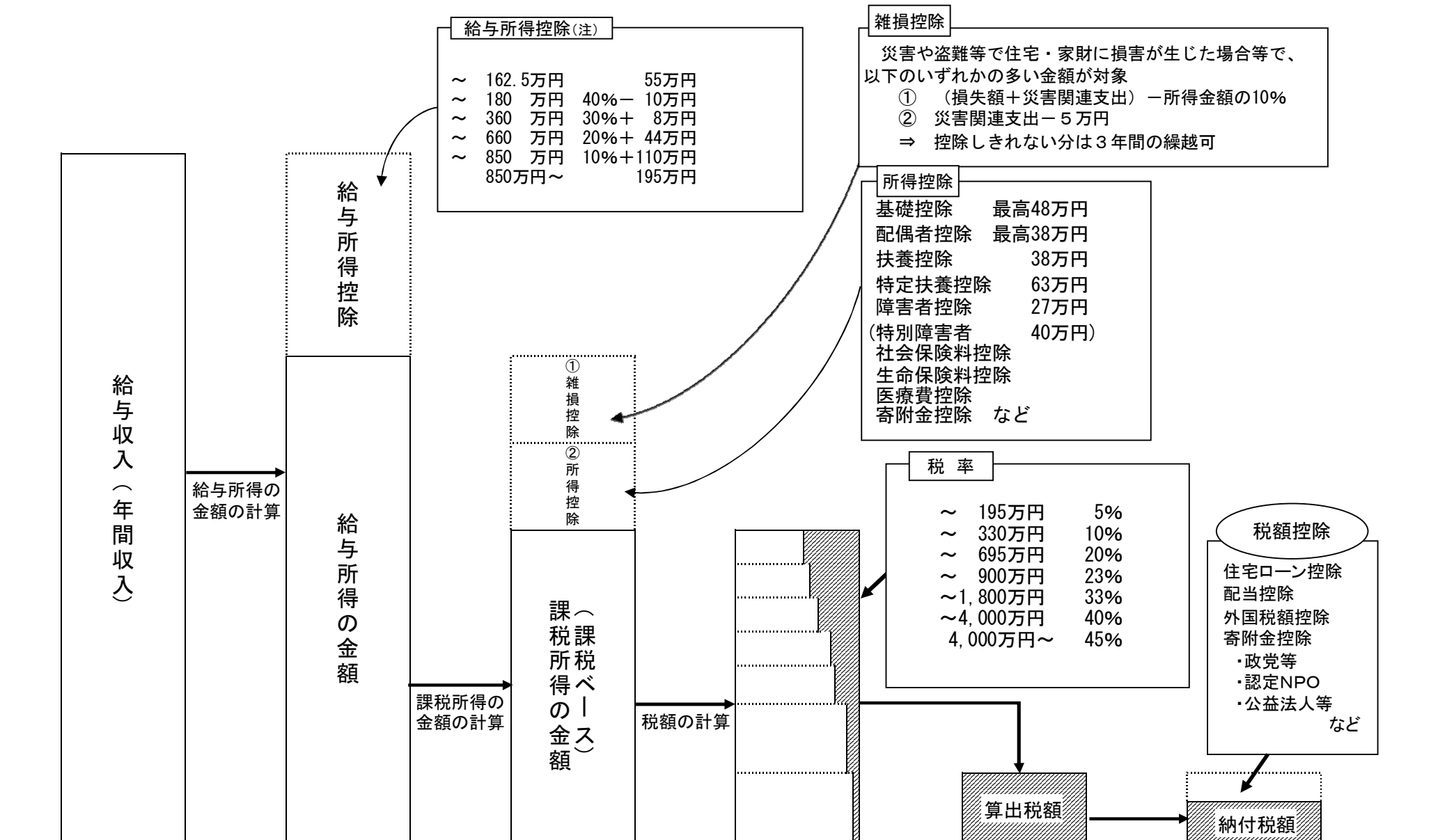
(注2) 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また個人所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

(注3) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

(注4) 老年人口比率については、日本は総務省「人口推計（2019年（令和元年）10月1日現在（補間補正值））」、諸外国は国際連合 "World Population Prospects: The 2019 Revision Population Database"による。

### 3. 所得税(総合課税分)の現状

# 給与所得者の所得税額計算のフローチャート



(注) 23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等については、平成30年度改正において行われた給与所得控除額が頭打ちとなる給与収入の850万円超への引き下げによる負担増が生じないよう、所得金額調整控除により調整。

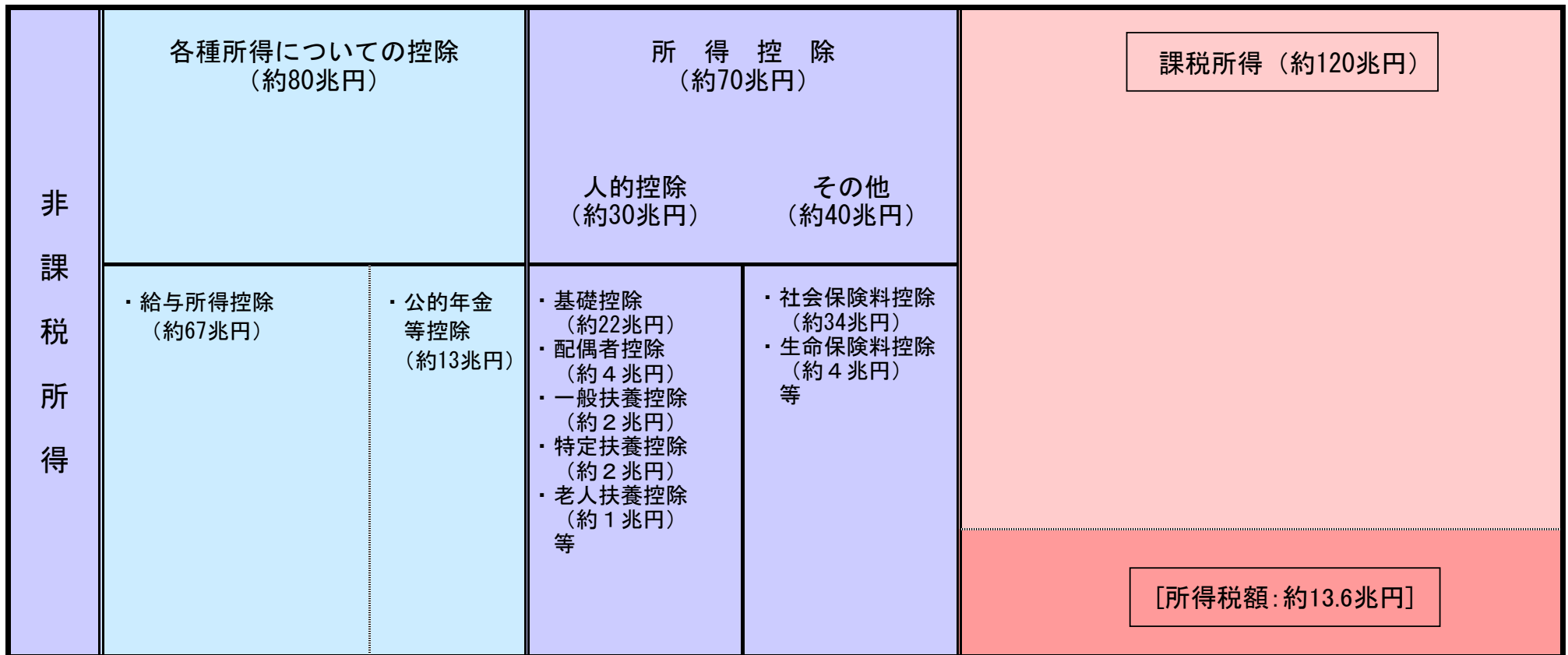
給与・年金の両方を有する者については、平成30年度改正において行われた給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替による負担増が生じないよう所得金額調整控除により調整。

## 所得税の課税ベース及び諸控除のイメージ

課税対象となる収入約270兆円

(給与収入(約240兆円)、年金収入(約20兆円)、事業・不動産収入(所得ベースで約10兆円)等)

所得金額(約190兆円)

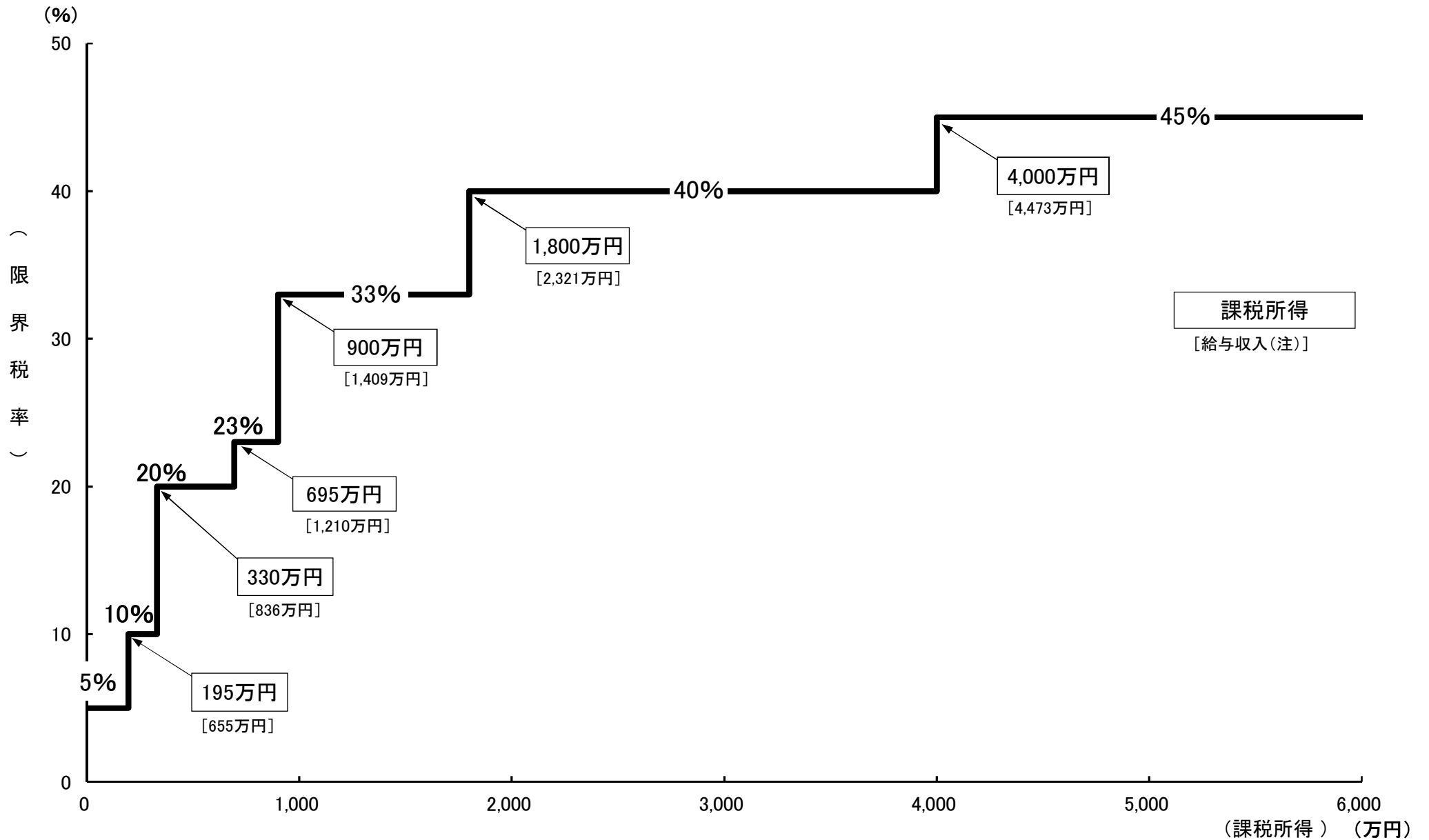


(注1) 計数は「令和2年度 市町村税課税状況等の調」(総務省)等を基に作成。

(注2) 上記計数は総合課税分(給与所得、雑所得(年金等)、事業所得、不動産所得等)の納税者に係るものである。

⇒ [上記の所得税額に対し、約0.4兆円の税額控除(主として住宅ローン控除)が適用。]

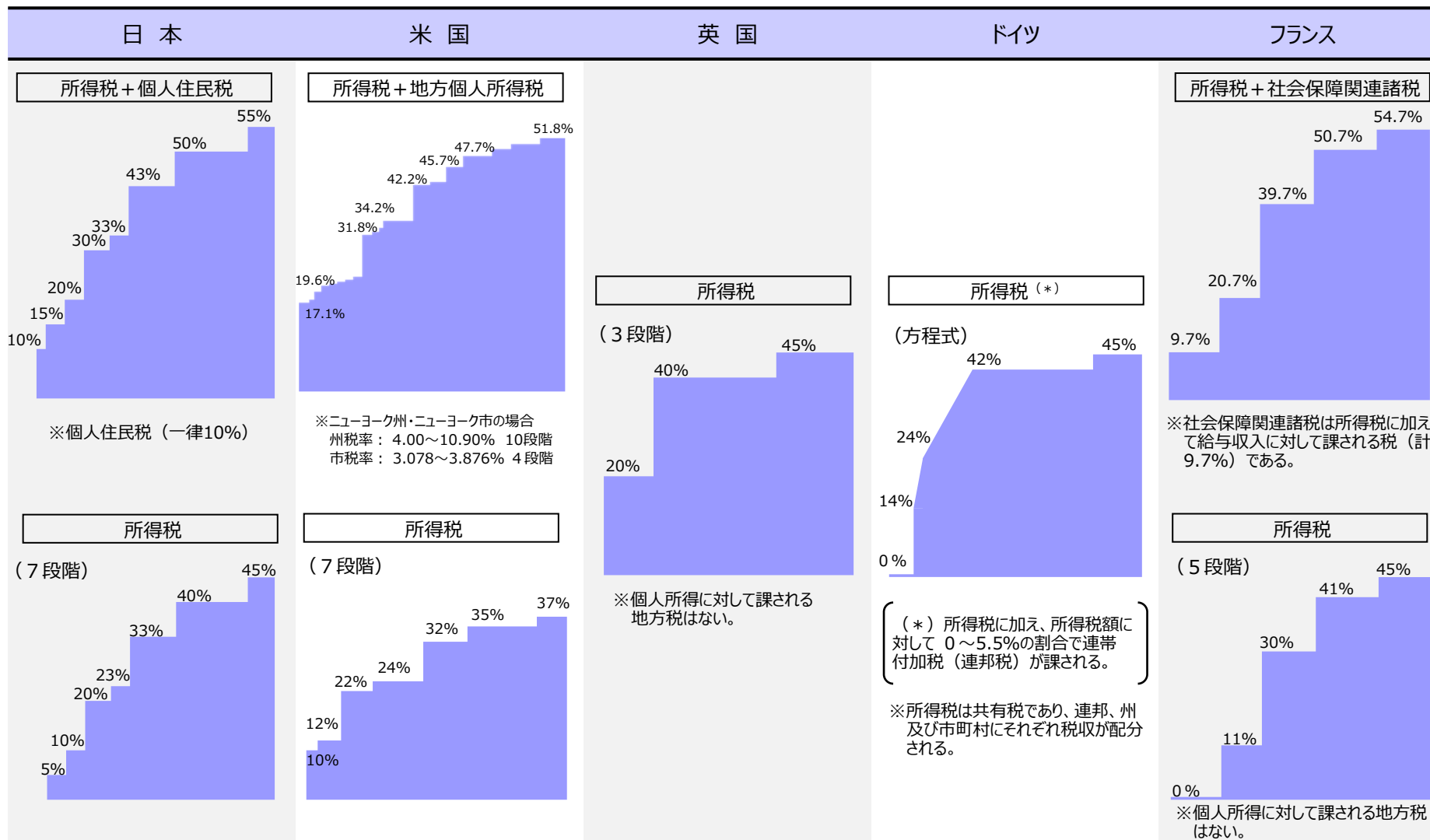
# 所得税の税率構造



(注) 夫婦子2人(片働き)の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当する場合の給与収入金額である。

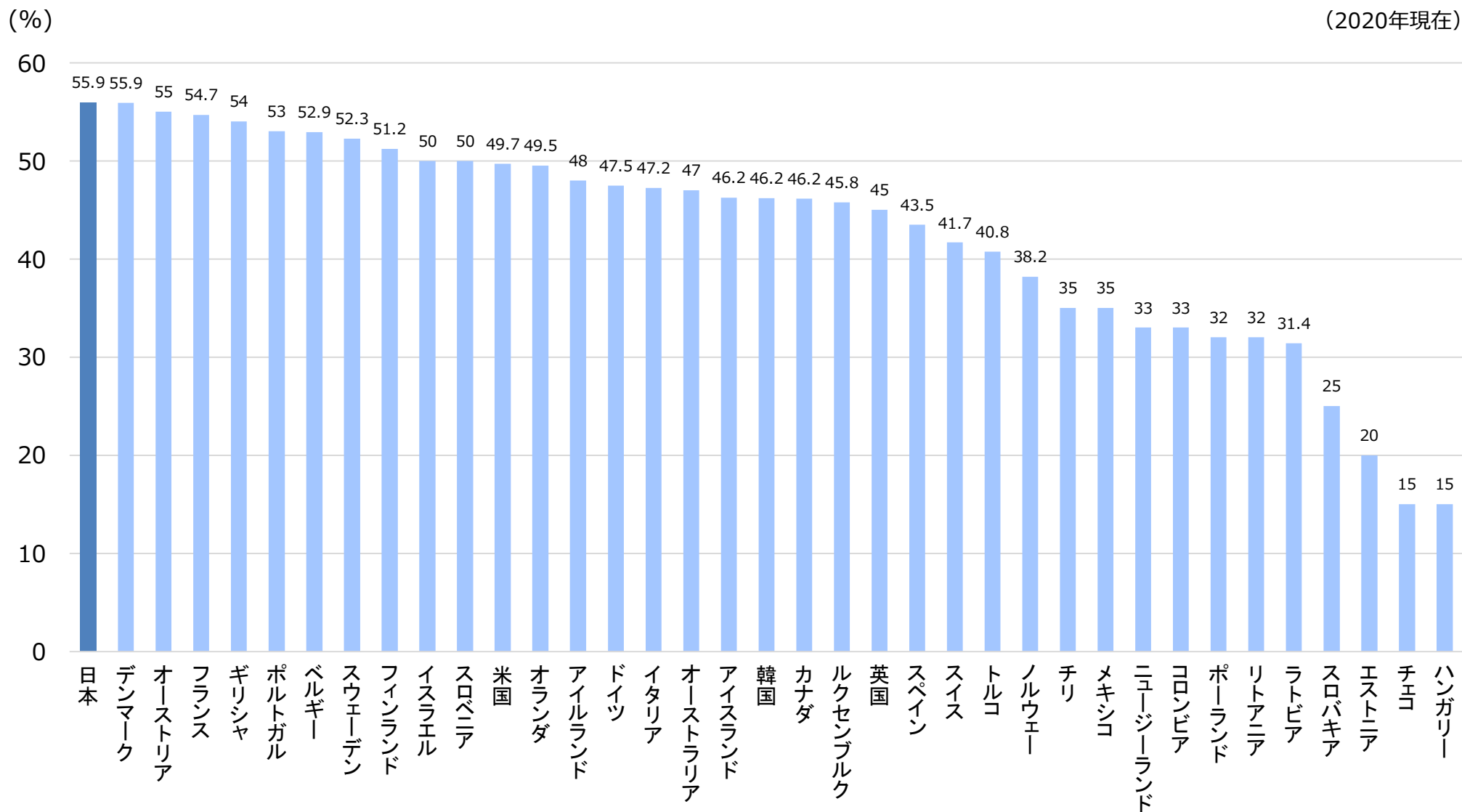
# 主要国における個人所得課税の税率構造の国際比較（イメージ）

(2022年1月現在)



- (注1) 日本については、2013年（平成25年）1月から2037年（令和19年）12月までの時限措置として、別途、基準所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課される。
- (注2) フランスでは、2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、課税所得に一定の控除等を足し戻す等の調整を加えた額が閾値（単身者：25万ユーロ、夫婦：50万ユーロ）を超える場合、その超過分に対して、追加で3～4%の税が課される。
- (注3) ドイツの連帯付加税については、単身者の場合、所得税額16,956ユーロ以下：0%、16,956ユーロ超～31,527ユーロ以下：所得税額と16,956ユーロとの差分に11.9%、31,527ユーロ超：所得税額全部に5.5%という形で計算され、税額が増えるように設計されている。

## OECD加盟国（37カ国）における個人所得課税の最高税率の国際比較



(注) 日本の個人所得課税の最高税率については、復興特別所得税（基準所得税額の2.1%）を加味したもの。米国はニューヨーク州及びニューヨーク市、カナダはオンタリオ州の税率を使用。ドイツは連帯付加税、フランスは社会保障関連諸税を含む。

(出典) OECD等